伊万里市公告第７３号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び伊万里市契約規則（平成２１年規則第４号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２４日

伊万里市長　深　浦　弘　信

１．入札に付する事項

（１）工 事 名：令和７年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業
上猪洗川ため池改修工事

（２）工事場所：伊万里市松浦町東分地内

（３）対象施設：上猪洗川ため池

（４）工事概要：洪水吐工 N=1 式
減勢工 N=1 式

（５）予定工期：契約締結の日～令和９年３月３１日

（６）予定価格：金 21,870,000 円（消費税及び地方消費税は含まない）

（７）最低制限価格：設定する

２　入札方法　　電子入札

３　入札参加要件

（１）本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア　伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成２０年規則第４０号。以下「規則」という。）第２条に定める入札参加者の資格を土木一式工事で有するもので、次に掲げる要件に全て該当するものであること。

（ア）佐賀県内に本店を有し、佐賀県の建設工事等級表における B 級以上の業者であること。

イ　伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領による指名停止を受けていないこと。

ウ　次のいずれにも該当する者でないこと、および次に掲げるものが経営に実質的に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から５年を経過しないもの。

（エ）自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２） 入札参加資格者を有する者が開札の時までに（１）に掲げる要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

４　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格の者を落札者とする。

５　入札参加申請

（１） 提出書類及び提出方法

【電子入札システムで提出するもの】

ア　条件付一般競争入札参加申請書

【書面で提出するもの】

イ　経営事項審査結果（総合評点値結果）通知書の写し

審査基準日から１年７ヶ月を経過していない最新のものを提出すること。

（２） 提出先及び提出方法

【電子入札システムで提出するもの】

下記受付期間内に電子入札システムに登録すること。

【書面で提出するもの】

下記受付期間内に１４に示す場所に持参、郵便又は信書便等により提出すること。

※電子入札システムの利用登録が未完了の者、受付期間内に提出書類が到着しない者は入札に参加することができない。

（３）受付期間

令和８年１１月２５日（水）８時３０分～令和８年１２月９日（水）１７時００分

６　入札参加資格の確認等について

令和８年１２月１８日（金）１７時００分までに電子入札システムにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、令和８年１２月２４日（木）１７時００分までに、その旨を記載した書面を１４に示す場所に提出すること。（様式は任意）

７　設計図書等の交付場所　入札情報公開システム上

８　設計図書等に対する質問及び回答

（１）質問期限：令和８年１２月２日（水）１７時００分まで

（２）提出方法：ＦＡＸ又は電子メール

（３）提出先　：１４に示す場所

（４）回答方法：令和８年１２月４日（金）までに入札情報公開システムに掲載する。

９　入札・開札

（１）　入札書及び工事費内訳書の受付期間

令和８年１２月２２日（火）１３時００分～令和８年１２月２５日（金）９時３０分

（２）　提出方法：電子入札システム

（３）　開札日時：令和８年１２月２５日（金）１０時００分

（４）　開札場所：伊万里市立花町１３５５番地１

伊万里市役所　総務部　契約監理課

１０　入札保証金

入札に参加しようとする者が見積る金額の１００分の５以上に相当する金額又は３，０００円のいずれか高い額とし、当該入札前までに納入しなければならない。

ただし、伊万里市契約規則第９条に該当する場合は免除する。

※詳細は「入札・契約保証金についての注意事項」を確認すること。

１１　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の金額とする。ただし、伊万里市契約規則第３２条に該当する場合は免除する。

※詳細は「入札・契約保証金についての注意事項」を確認すること。

１２　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

（１）　入札参加の資格を有しない者のした入札

（２）　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

（３）　所定の日時までに電子入札システムへの記録がされない入札

（４）　入札に際して、談合等による不正行為があった入札

（５）　同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

（６）　次のいずれかの積算内訳書を提出した者のした入札

ア　１回目の入札書の額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）

イ　見積った積算合計から一括等での値引きをしたもの

ウ　記載すべき項目についての記載がないもの

エ　その他積算内容に誤りがあるもの

１３　その他

（１）　予定価格を超えて入札した者は失格したものとみなす。

（２）　最低制限価格の設定のあるもので、最低制限価格を下回る金額で入札した者は失格したものとみなす。

（３）　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

（４）　請負金額が３００万円以上の工事について、前金払いは請負金額の４０％以内、中間前払いは請負金額の２０％以内とする。
また、請負金額が１，０００万円以上の工事については、部分払いを行うことができる。

（５）　本工事に係る下請負契約については、伊万里市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。また、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を伊万里市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

（６）　請負金額が５００万円以上の工事を受注した場合は、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に登録すること。

（７）　この公告に定めるもののほか、入札参加申請、事務手続き並びに入札参加資格の欠格要件等については、伊万里市契約規則及び伊万里市入札心得（電子入札用）（令和６年１２月２０日告示第１９６号）の規定による。

（８）　その他入札及び契約に関する事項については、伊万里市契約監理課の規定等を準用する。

１４　問合せ先

〒８４８－８５０１　伊万里市立花町１３５５番地１

伊万里市　総務部　契約監理課

ＴＥＬ：０９５５－２３－２１７６

ＦＡＸ：０９５５－２２－７８４１

Ｅ－ｍａｉｌ：keiyakukanri@city.imari.lg.jp

電子入札システムＵＲＬ：https://www.city.imari.lg.jp/24314.htm